

総則たたき台

前文で示した自治の理念を具体化する制度や仕組みを規定するのが本則です。この本則のうち、条例全体に共通する原則や、用語の定義等全体に及ぶ事項を最初に総則として規定します。前文の理念と個々具体的・実体的な規定をつなぎ、条例全体の統一性や整合性を図ります。

目的

私たち区民が自治の主体であるということを改めて確認し、区民と区民の信託に基づく区・区議会それぞれの役割を明らかにするとともに、豊島区における自治の基本原則を定めることにより、自ら関わり共に創る地域社会の創造をめざすことを目的とする。

【意見】

この条例制定の意義や目的を規定する前文と内容が重複することになるが、前文では区民の想いを込めたメッセージ性のある表現にし、総則で改めて客観的で簡潔な目的規定を置くことにより、内容的に重複したとしても、読む人の理解がより深まる。

「自ら関わり共に創るヒューマンシティ」は日田市の基本理念であるが、共感できる。
(補足：豊島区でどのような表現とするかはさらに検討を要するが、「自ら関わり共に創る」という一節は自治基本条例でめざす市民自治社会の本質的な姿を簡潔に表現している)

用語の定義

1. 区民

区内に住み、働き、学び又は活動する人、及び区内において事業活動を行うもの

【意見】

区民の定義については次章の各グループ別のまとめで詳しく述べるが、総則ではより広義な意味での区民の定義を示し、住民とは区別する。区民・住民により権利・責務が違う場合は、個別条文の中で細かく規定していくことが必要となる。

2. 区（以下の3案）

基礎的自治体としての区（区民・行政及び議会も含め広義に捉えた場合）

行政（執行機関を含む）及び議会（区民の信託を受けた代表機関として捉えた場合）

行政及び執行機関（行政機関として狭義に捉えた場合）

【意見】

通常「区」と言う場合、「区の考え方」「区の方針」など、上記の捉え方をしているが、自治基本条例の中で「区」をそうした狭いものとして考えるのは適当か。

各条文の中で行政については区長及び執行機関、議会は議会として明記するので、「区」については敢えて定義する必要があるか検討を要する。

3. その他

「参加」「協働」「コミュニティ」等の用語を定義している自治体もあるが、「参加」「協働」は基本原則で規定し、コミュニティについても別に章立てするので、その中で規定する。

その他、条例全体を通じて統一すべき用語についてはさらに検討する。

基本原則

1. 情報共有の原則

区民、区及び区議会は、自治の合意形成や地域コミュニティの形成に必要な情報を共有し、またその利用にあたっては、適正に取り扱わなければならない。

区及び区議会は、区民が区政に関する意思決定をするのに必要な情報を、適切な時期に適切な方法で公表しなければならない。

【意見】

さまざまな区政情報を区民の共有財産として位置づけることは、区民が主体の自治を実現するために必要不可欠な原則である。

これまでの考え方では、区や区議会の持っている情報を区民に公表することに力点が置かれている。また、他自治体の条例を見ても、行政が保有する情報へのアクセス権の保障を謳ったものが多いが、自治の主体として区民を位置づけるならば、区民を単に情報の受け手としてとらえるだけでなく、自らが発信者としての役割を担う視点も必要ではないか。また、情報の共有化に関する区及び区議会の責務は、それぞれの項目に盛り込むので、総則では、区民・区・区議会が必要な情報を相互に共有し合う基本原則を明らかにし、情報化社会における受け手・送り手のマナー遵守を規定してはどうか。

現実的には行政が保有する情報量の方が圧倒的に多いので、後の項目との重複を考慮しつつ、ここでアクセス権の保障についても明記する意義も大きい。ひとつに絞り込むか、双方の規定を置くか検討を要する。

計画の立案、策定、決定、実施、評価に至るまでの出来るだけのニュースの公開、行政の独走の抑制に注意すること

情報となりうるもの（区民ひろば、自治会、町会等）で必要な事項について、原因・方法価値・予算等を明確に知らせる。

2. 参加の原則

豊島区の自治は、区民の主体的な参加を基本とする。したがって、すべての区民は、自治の担い手として地域社会づくりに参加する権利を等しく有する。

また、参加においては自主性を尊重し、自分に出来る範囲で主体的に参加することを原則とし、参加・不参加によっていかなる不利益も受けない。

区は、区民の主体的な参加を促進するため、様々な参加の機会を保障するとともに、必要な施策を推進しなければならない。

【意見】

「参加」と一口に言っても、区政への参加（参画）とコミュニティや地域活動への参加というそれぞれの側面での参加が考えられるが、いずれにしてもよりよい地域社会を築いていくために自ら積極的に「関与」することが「参加」と言えるのではないか。区政への参加、コミュニティ自治への参加はそれぞれ別に詳しく規定を設けるので、この総則では、双方に共通する原則を規定する。

参加の意思（意欲）を持たない（持てない、持つ余裕が無い）区民も多数要るのが都市型社会の特徴であり、参加を強制することはできない。自主的・主体的な参加を原則として、参加の自由を保障し、さまざまな参加機会を提供する仕組みづくりを進めていくことを通じ、参加を広げていくような原則を規定することになるのではないか。

住民が地域の問題に自ら関わる姿勢として、思いやりと明るさ（明朗性）

当事者が参加出来る事業活動（ソフト面）で実施案を提案決定できること（リーダー及び会議の育成） *行政とのパイプ役のメッセンジャーリーダーの除外
自分の参加出来る内容及び時間帯で参加出来る「システムづくり」「地域ボランティア、活動グループづくり」

3. 協働の原則

区と区民及び区民相互が連携し、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、よりよい地域社会の実現をめざす。区は、積極的・主体的な地域活動を担う区民や団体を尊重し、対等なパートナーとして共に活動し、相互理解と信頼関係を深めるよう努めなければならない。

【意見】

「協働」に関しては、別に項目だてし、その原則と協働を推進するための区の責務等を規定する。内容的に重複することになるが、「協働」は自治の基本原則として重要なキーワードなので総則として掲げる意義も大きい。どちらに規定するか検討を要する。

声の小さな又は弱い人の意見の吸い上げに努力すること。正しい主張（多数の支持が得られる）と積極的な行動が認められるようにしたい。

区と区民との協働：行政の人材も参加（協議に）し、事業の分担を受け持つこと。区民相互の協働：共に汗を流すシステムに参加し、行政は単なるパイプ役の人材とせぬこと。各自の参加出来る内容と時間帯で参加。

4. その他

人権の尊重

憲法で保障されている基本的人権の尊重を改めて自治基本条例の基本原則として規定する必要があるかどうか検討を要する。

まちづくりの目標

他自治体の条例でこの項目を掲げているのは、いわゆる「まちづくり基本条例」という名称で制定されたもの。まちづくりの方向性（将来像）を定める「基本構想」との関係を整理する必要があり、また、「自治基本条例」として全体の構成を考えた場合には、自治の基本原則のみに絞り込んだ方が分かりやすいのではないか。

この他、補完性の原則、自治体の自立性原則（自治権拡充、都区制度改革等）等についてこれまでの議論の中で出されたが、まだ議論が浅いので、さらに議論を深める必要がある。

条例の位置づけ

この条例は、豊島区の自治の基本原則を定めるものであり、他の区の基本的な条例・規則等を制定する場合は、この条例の趣旨を最大限実施し、整合性を図らなければならない。

また、この条例に規定する内容については、豊島区を取り巻く社会・経済環境等の変化や、区民・議会・行政による自治確立の不断の取り組みを通じ、常に検証し、見直しを行うものとする。

【意見】

この条例の解釈と運用にあっては この条例の主旨を尊重して 長期的な展望に立って 社会的に差別の無い 安心 及び 安全で 住みやすい町づくりを継続して推進させるものである。